



産業廃棄物処理計画実施状況報告書等提出シート

下記1の書類について、別添のとおり提出します。

記

<p>1 提出書類 ＜該当を選択＞</p>	<p><input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理計画書 (PDF・書類 部)</p> <p><input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (PDF・書類 部)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処理計画書 (PDF・書類 / 部)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (PDF・書類 / 部)</p>
<p>2 提出者</p>	<p>(住所) 〒660-0891 兵庫県尼崎市扶桑町1番8号</p> <p>(名称・代表者氏名) 日金鉄テクノロジー株式会社 石研究試験事業所 副事業所長 香月 太</p>
<p>3 対象事業場</p>	<p>(所在地) 〒660-0891 兵庫県尼崎市扶桑町1番8号</p> <p>(名称) 日金鉄テクノロジー株式会社 研究試験事業所</p> <p>(事業場コード(6桁)) 200085</p>
<p>4 事業場データ</p>	<p>(業種コード(4桁)) 9599</p> <p>(業種名) その他のサービス業</p> <p>(フレーム: 製造業は製品出荷額、その他は従業員数) 245 万円・人</p>
<p>5 ご担当者</p>	<p>(所属) 総務部 尼崎安全環境防災室</p> <p>(氏名) 森本 雅之</p> <p>(電話) 06-6489-5020 (FAX) 06-6489-5959</p> <p>(E-mail) morimoto.masayuki.8yt@nstec. nipponsteel.com</p>

(その他事業所)

本用紙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第11項及び第12条の2第12項で定める公表対象の様式ではありませんので、同法により公表することはありません。

ただし、別添の様式はすべて公表されますので、別添の様式中に個人情報等を記載しないようご注意ください。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 12日

尼崎市長 殿

提出者



住所 尼崎市扶桑町1番8号

氏名 日鉄テクノロジー株式会社 研究試験事業所

副事業所長 香月 太

電話番号 06-6489-5020

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄テクノロジー株式会社 研究試験事業所
事業場の所在地	尼崎市扶桑町1番8号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	9599 その他サービス業
②事業の規模	394億円 (2022年度全社売上高)
③従業員数	245人 (2023年4月：研究試験事業所 尼崎地区)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 使用薬品の再利用の推進による排出量の削減	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 使用薬品の再利用の推進による排出量の削減 ・ 特別管理産業廃棄物と洗浄排水の分別による排出量の削減	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 事業所内の保管場所を廃酸、廃アルカリ、廃油、その他の特別管理産業廃棄物に分け、各部署からの廃棄物についても品目ごとに分別している
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 継続して廃棄物の分別に取り組む

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) ・ 優良認定業者への処理委託 ・ 処理委託事業所の定期視察	

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
		別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定業者への処理委託 ・処理委託事業所の定期視察 ・優良認定業者の選択		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和 4年度実績）】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	53.28	t
	(今後実施する予定の取組) 当事業所は特別管理産業廃棄物について、電子マニフェストによる処理を実施しています。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

原料（薬品等）



試験業務 ①廃油、②廃酸、③廃アルカリ、④汚泥、⑤廃水銀等



廃棄物回収

①廃油

収集運搬＜委託：早来工営株式会社＞ → 焼却＜委託：三友プラントサービス株式会社＞

焼却残さは管理型処分場に埋立処分＜委託：早来工営株式会社＞

収集運搬＜委託：早来工営株式会社＞ → 焼却＜委託：早来工営株式会社＞

焼却残さは管理型処分場に埋立処分＜委託：早来工営株式会社＞

②廃酸、③廃アルカリ、④汚泥

収集運搬＜委託：早来工営株式会社＞ → 中和＜委託：三友プラントサービス株式会社＞

排水は自社利用または放流

収集運搬＜委託：早来工営株式会社＞ → 焼却＜委託：早来工営株式会社＞

排水は自社利用または放流

②廃酸、③廃アルカリ

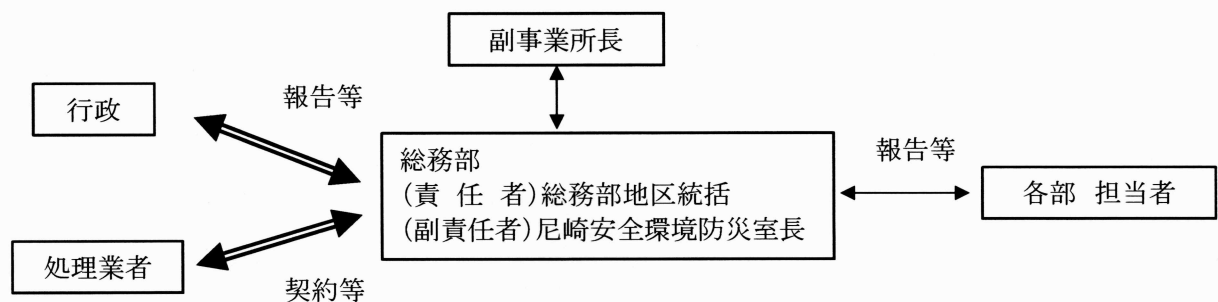
収集運搬＜委託：大幸工業株式会社＞ → 中和・無害化＜委託：日本エコロジー株式会社＞

⑤廃水銀等

収集運搬＜委託：アサヒプリテック株式会社＞ → ばい焼＜委託：野村興産株式会社＞

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



* 分担

総務部 尼崎安全環境防災室

- ・特別管理産業廃棄物保管場所の管理処理
- ・特別管理産業廃棄物処理計画の策定、各部の調整、行政への報告
- ・委託業者の選定、特別管理産業廃棄物処理委託契約手続き、引渡し、適正処理の確認
- ・事業所内の各部への関係法令等の教育、啓発

各部

- ・部内の発生特別管理産業廃棄物の発生量削減、分別、場内保管場所への運搬
- ・部内への分別方法等の徹底

